

事業所各位

(社)福岡県労働基準協会連合会柳川支部
柳川労働基準協会 会長 吉開 元治**小型移動式クレーン運転技能講習会実施(ご案内)**

ご承知のように、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーン運転の業務については、技能講習修了の資格を持っている者でなければ就業出来ません。

つきましては、福岡労働局の登録教習機関、(社)福岡県労働基準協会連合会柳川支部として、小型移動式クレーン運転技能講習会を、下記の通り**3日間**開催しますので、この機会に是非受講されるようご案内申し上げます。

◆日時・講習科目・講習場所

(※は一部免除者)

日	時間	科目	時間数	会場
第1日目 8月31日 (金曜日)	8:30 ~ 8:50	受付		学 科 柳川商工会館 3階大ホール
	8:50 ~ 18:05	小型移動式クレーンに関する知識	6時間	
		原動機及び電気に関する知識	1時間	
第2日目 9月1日 (土曜日)	8:30 ~ 8:50	※小型移動式クレーン運転の為の合図	1時間	
		受付		
	8:50 ~ 17:00	※小型移動式クレーン運転の為に必要な力学に関する知識	3時間	
		原動機及び電気に関する知識	2時間	
		関係法令	1時間	
第3日目 9月2日 (日曜日)	8:00 ~ 8:30	受付		実 技 柳川庁舎 北側駐車場
	8:30 ~ 16:35	小型移動式クレーンの運転	6時間	
		実技試験終了まで(多少時間の変動あり)	1時間	

◆受講資格者及び受講料 ※受講資格者は、18才以上の方。◎一般受講者(20H) **38,750円**(消費税込)[テキスト代2,000円(税込)を含む]◎有資格者(16H) **31,400円**(消費税込)[テキスト代2,000円(税込)を含む]

【有資格者】クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は掲貨装置運転士免許を受けた者。玉掛技能講習又は床上クレーン運転技能講習を修了した者。

但し、上記運転士免許証又は技能講習修了証のコピーを添付して下さい。

◆**申 込 先** ◎柳川労働基準協会まで(柳川商工会館内)
〒832-0045 柳川市本町117-2 TEL 0944-73-7000◆**定員及び締切日** ◎申込順に受け、**定員40名**になり次第締切ります。
尚、**8月24日(金)**までと致します。**※注意事項**

- 規定申込用紙に記入の上、50円切手と写真2枚を添付。
(写真は無帽で上半身、2.5×3.0 cmの物、写真裏面に氏名を記載してください)

- 一部免除者は、必ず、上記運転士免許証又は技能講習修了証のコピーを添付して下さい。

